奈良県	四級地	天理市
	五級地	奈良市　大和郡山市
	六級地	大和高田市　橿原市　生駒市　香芝市　葛城市　平群町　三郷町 斑鳩町　安堵町　上牧町　王寺町　広陵町　河合町
	七級地	桜井市　御所市　宇陀市　川西町　三宅町　田原本町
和歌山県	六級地	和歌山市　橋本市
岡山県	七級地	岡山市
広島県	五級地	広島市
	六級地	府中町
	七級地	三原市　東広島市　廿日市市　海田町　坂町
山口県	七級地	周南市
徳島県	七級地	徳島市　鳴門市　阿南市
香川県	六級地	高松市
	七級地	坂出市　三木町
福岡県	五級地	福岡市　春日市　福津市
	六級地	大野城市　太宰府市　糸島市　那珂川町　志免町　新宮町　粕屋町
	七級地	北九州市　筑紫野市　古賀市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町
長崎県	七級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上162未満	0.85
162以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上324未満	0.85
324以上	0.95

奈良県	四級地	天理市
	五級地	奈良市　大和郡山市
	六級地	大和高田市　橿原市　生駒市　香芝市　葛城市　平群町　三郷町 斑鳩町　安堵町　上牧町　王寺町　広陵町　河合町
	七級地	桜井市　御所市　宇陀市　川西町　三宅町　田原本町
和歌山県	六級地	和歌山市　橋本市
岡山県	七級地	岡山市
広島県	五級地	広島市
	六級地	府中町
	七級地	三原市　東広島市　廿日市市　海田町　坂町
山口県	七級地	周南市
徳島県	七級地	徳島市　鳴門市　阿南市
香川県	六級地	高松市
	七級地	坂出市　三木町
福岡県	五級地	福岡市　春日市　福津市
	六級地	大野城市　太宰府市　糸島市　那珂川町　志免町　新宮町　粕屋町
	七級地	北九州市　筑紫野市　古賀市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町
長崎県	七級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
78未満	0.80
78以上156未満	0.85
156以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
78未満	0.80
78以上312未満	0.85
312以上	0.95